

条 例

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「補助対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特別災害（次条第一項に規定する特別災害をいう。以下本条において同じ。）による農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上である農業者
 - 二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者
 - 三 特別災害によるその管理するビニールハウス、果樹だな、畜舎その他の農業用生産施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百二十二号）第一条の三に規定する施設を除く。）で知事が指定するもの（以下「指定農業用生産施設」という。）の種類ごとの損壊等による損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者
- 第二条第二項中「被害農業者」を「融資対象農業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 この条例において「融資対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する旨の市町村長の認定を受けた者をいう。
 - 一 特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該農作物、畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である農業者
 - 二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者
 - 三 特別災害によるその管理する指定農業用生産施設の種類ごとの損壊等による

損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者

第三条第一項に次の一号を加える。

五 次に掲げる損失の額の合計額が、一の市町村の区域内において規則で定める額を超えることとなった災害

イ 農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けたほ場における当該損失の額

ロ 畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けた農業者における当該損失の額

ハ 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時において栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

ニ 指定農業用生産施設に被害時において管理する当該指定農業用生産施設の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

第四条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定農業用生産施設の撤去作業についての補助

第五条第一項中「同条第七号」を「同条第八号」に改め、「（第三条第一項各号の一に該当する災害を受けた市町村をいう。以下同じ。）」を削り、「当該市町村の区域内においてほ場を耕作する農業者で、特別災害により、当該ほ場に係る農作物の減収量がその農作物の平年における収穫量の百分の三十以上となったもの」を「当該市町村の区域内における補助対象農業者」に改める。

第十条中「被害農業者」を「融資対象農業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例の規定は、同日以後に発生した災害について適用する。